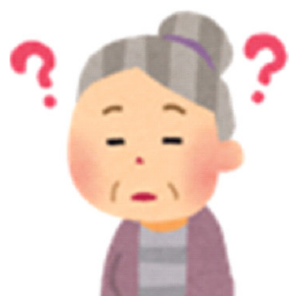


成年後見制度

成年後見制度とは認知症などにより判断能力が低下している高齢者や障害をもった方たちの日常生活や財産、権利を守る制度です。守る人を「後見人」と言い、家庭裁判所から選任されます。

後見人には家族・親族、弁護士・司法書士等の専門家のほかに、一般市民が選任されることもあり、この人たちを「市民後見人」と言います。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度



ほとんど自分で
判断できない人

成年後見人

日常生活に関する
行為を除く、全ての
法律行為を行ったり
取り消したりします



判断能力が
著しく不十分な人

保佐人

予め定められた特定
の法律行為を行い、財
産管理の同意や取消
を行います
(本人の同意が必要)



判断能力が
不十分な人

補助人

予め定められた特定
の法律行為のみ補助
人が支援を行います
(本人の同意が必要)

任意後見制度



今は元気で
判断能力が十分ある人

任意後見人

判断能力が不十分にな
ったら、予め契約
しておいた内容で支
援します

広報活動など

成年後見制度を多くの人たちに知ってもらうため、品川区主催の各種イベントや町会の集まり等に積極的に参加したり、認知症カフェの講師として広報活動を行っています。また普及活動として、更には新しい仲間たちを募るため、毎年市民後見人養成講座を主催し、これまでの受講生は600名を超えています。出前講座も開催していますので、どうぞお気軽にお声掛け下さい。

沿 革

私たちは2006年11月に任意団体「市民後見人の会」として誕生し、2008年2月に法人登記をしNPO法人として活動を始めました。発足当初より、我が国での成年後見制度推進の先駆けとして知られる品川成年後見センター（品川区社会福祉協議会）とタッグを組んで活動を進めてきました。

私たちは「人に寄り添いその人の生活を支える」という理念のもと、後見業務を実際に行う「実践活動」を何よりも重視してきました。これまで56名の方たちに対する後見活動を行い（2025年2月現在）、一定の評価も得て内閣府の『平成24年度高齢社会白書』にも私たちの活動が紹介されています。

活動の特徴

◇新人会員と経験者の二人一組で担当しそれを会として支えます。
◇生活支援・身上保護・財産管理など、「人に寄り添い、その人を支える」という責任ある大事な仕事ですが、チームとして安心して取り組むことができるように努めています。
◇スキルアップのための研修や情報交換を図る担当者の勉強会等を定期的に行っています。

チームで支援します

(2025年2月)